

別記 1

表・大豆生産技術向上事業のうち「3 生産拡大に向けた機械・施設の導入等」の補助対象者は、次に掲げる者とする。

- 1 市町村
- 2 農業者の組織する団体
- 3 地域農業再生協議会
- 4 2又は3が策定する国産化プラン（「表・大豆国産化プランの策定について」（令和4年12月12日付け4農産第3575号付け農林水産省農産局長通知）に基づき作成されたものをいう。）及び事業計画に取組の中心となる農業者等として位置づけられた農業者、農業者の組織する団体及び民間事業者（農業支援サービス業の展開を行う事業者であって、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1号各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者）

別記 2

表・大豆生産技術向上事業のうち、生産性向上の推進に係る経費に対する補助率は、次の表の左欄に掲げる作付面積に応じ、それぞれ右欄に掲げる助成金額の範囲内で補助するものとする。

作付面積	上限助成金額 (千円)
100ha 未満	1,000
100ha 以上 300ha 未満	2,000
300ha 以上	3,000

別記 3

表・大豆生産技術向上事業のうち、新たな営農技術等の導入に係る経費に対する補助率等は、次の表のとおりとする。

なお、対象となる取組・単価等については、「表・大豆生産技術向上事業実施要領」第5の2の規定による。

助成対象とする取組	取組内容	助成単価
1 排水対策技術の導入	弾丸暗渠の施工、心土破碎又は深耕により、透排水性の改善に取り組む。	2,000円/10a ※最大2つの湿害対策技術の導入支援を受けることが可能 (最大4,000円/10a)
2 高度排水対策技術の導入	無材穿孔暗渠又は有材補助暗渠により、透排水性の改善に取り組む。	3,000円/10a
3 効率的播種技術の導入	省力化等による生産性向上に向け、耕うん同時畝立て播種、小明渠浅耕播種又は狭畦密植栽培の導入により、播種作業の改善に取り組む。	5,000円/10a
4 先進技術の導入	スリット成形播種技術又はカットブレイカーによる幅広型心土破碎の導入により、生産性の向上に取り組む。	10,000円/10a

助成対象とする取組	取組内容	助成単価
5 土壌診断に基づく土づくり	土壌診断を行い、ほ場の状況に応じた有機質資材や酸度矯正資材等の施用に取り組む。	3,000円/10a
6 麦種に応じた最適な施肥の実施	麦の品質や生産性を向上させるため、麦種に応じ、施肥配分や施肥方法の見直しに取り組む。	3,000円/10a
7 需要に応じた品種転換	需要のある品種又は収量性若しくは加工適性に優れる品種への転換に取り組む。	7,500円/10a
8 化学肥料の低減	化学肥料の使用量を地域の慣行レベル以下かつ前作より1割以上の低減に取り組む。	1,000円/10a
9 化学農薬の低減	化学農薬の使用量を地域の慣行レベル以下かつ前作より1割以上の低減に取り組む。	1,000円/10a
10 スマート農業技術を活用した生産の高度化・省力化	ドローンによる農薬・肥料散布、収量等センサー付きコンバインによる収穫、自動操舵トラクターと連動した高精度播種、センシングに基づく可変施肥又は営農管理システムの活用により、生産の高度化・省力化に取り組む。	5,000円/10a
11 麦・大豆の新規作付け	麦・大豆の国産化に向けて、新たに麦・大豆の生産に取り組む。	7,500円/10a
12 複数年契約の導入	播種前に実需者等との間で複数年の売買契約を締結し、安定した供給体制の構築に取り組む。	1,500円/10a
13 農地の均平化	レーザーレベラーやGPSレベラー等を用いて農地の均平化に取り組む。	5,000円/10a

注1 事業実施主体は、次の表の助成対象とする取組の欄の中から複数の取組を選択することができるものとする。ただし、選択した助成対象とする取組の助成単価の合計額が10,000円/10a以内となるよう選択するものとする。

なお、助成対象とする取組の助成単価は、その取組に対応する助成単価以内かつ500円単位で調整することができるものとする。